

平成21年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

|                    |   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
|--------------------|---|----|--|-------|----|--------------|------------|-----|--|--|
| (ふりがな)             | (みたかしりつ だいなな ちゅうがっこう)   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
| 学校名                | 三鷹市立第七中学校   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
| (ふりがな)             | (みたかし おおさわ)   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
| 所在地                | 東京都三鷹市大沢2-11-12   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
| 電話番号               | 0422(31)1118  |    |  | FAX番号 |    | 0422(32)5782 |            |     |  |  |
| 学級数                | 1年  | 2年 | 3年                                       | 4年    | 5年 | 6年           | 特支         | 計   |  |  |
|                    | 3   | 3  | 3  |       |    |              | 0          | 9   |  |  |
| 児童・生徒数             | 99  | 90 | 107                                      |       |    |              |            | 296 |  |  |
|                    | (特支) 0  | 0  | 0  |       |    |              |            | 0   |  |  |
| 教職員数               | 24人   |    | 学校運営協議会を置く学校として指定された年月日                  |       |    |              | 平成18年10月6日 |     |  |  |
| 学校運営協議会の<br>委員数・構成 | 23人   | 内訳 | 地域代表 14人、保護者代表 3人、教職員 6人、<br>大学教授等有識者 0人 |       |    |              |            |     |  |  |
|                    | 学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(青少年対策地区委員会会長)   |    |  |       |    |              |            |     |  |  |
| その他                | 平成18・19年度<br>文部科学省コミュニティ・スクール推進事業調査研究指定校<br>平成20年4月<br>コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校「おおさわ学園」<br>が開園 |    |  |       |    |              |            |     |  |  |

(平成21年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

○ 三鷹市教育委員会では、学校教育法施行規則に規定されている学校評議員制度の趣旨を生かし、「三鷹市公立学校における学校運営連絡会設置要綱」を制定し、三鷹市のすべての公立小・中学校に学校運営連絡会を設置していた。三鷹市立第七中学校も同様に、学校運営連絡会を設置して、学期に1回程度の連絡会を開催していた。本連絡会は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけたものであることから、学校教育への参画や支援等に関する機能はなかった。

また、学校は、地域から求められて行事などに参加することはあったが、学校側から積極的に行き出して協力するという気運に乏しい面があった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○ 三鷹市教育委員会が策定した「三鷹市教育ビジョン」「三鷹市立小・中一貫教育校構想に関する基本方針」及び「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関わる実施方策」において、学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を全市展開する方針等が示された。

- 三鷹市では、昭和46年にコミュニティ・センター建設構想を発表し、全国の自治体に先駆けてコミュニティ施策に着手し、30年以上にわたって、7つのコミュニティ住区の住民協議会によるコミュニティ・センターの自主運営を核としたコミュニティ活動の展開、市民参加、市民との協働によるまちづくりを実践してきた。

三鷹市教育委員会は、このような住民自治の意識の高さや具体的実践をとおして醸成されてきた三鷹市コミュニティの上に、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民等が学校運営に参画する仕組みを構築するために、また、学園の運営に地域住民等の意向把握などを行うとともに、地域の生涯学習の振興に関する役割を担うために設置を決めた。

- 三鷹市立第七中学校では、市の方針を受けて、学校が情報発信や地域関係諸団体と「顔の見える関係づくり」に努めた結果、地域と学校の信頼関係が築かれてコミュニティ・スクールへの歩みが進んだ。文部科学省のコミュニティ・スクール調査研究指定校となり、学校運営協議会への理解が進んだため設置を決めた。

### 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会の設置の趣旨、意義についての学校、保護者、市民等への理解啓発  
⇒ 三鷹市教育委員会は、「三鷹市教育ビジョン」「三鷹市立小・中一貫教育校構想に関する基本方針」及び「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方策」それぞれについて、案の段階で学校、保護者、市民等への説明会を実施、パブリックコメントを求め、集約したものをそれぞれの策定に反映した。

また、コミュニティ・スクールについての理解啓発を図るため、学校、保護者、市民等を対象とした説明会を学校や教育センターを会場として時間帯を変えて開催した。

- ⇒ 三鷹市立第七中学校では、学校運営協議会設置に向けての準備を進め、H18年4月に設置準備委員会を立ち上げた。講師を招聘して委員や教員がコミュニティ・スクールについての研修を行った。月2回発行の学校だよりを通して、設置準備委員会の動きや会合の議事の概要、コミュニティ・スクールや学校運営協議会の設置の意義などを保護者や学区小学校保護者、地域代表者に情報発信した。

- 学校運営協議会委員の人選及び組織づくり

- ⇒ 学校は地域人材発掘、地域諸団体との交流を積極的に図り、地域・保護者のキーパーソンを探す努力を行った。校長が学校運営協議会会長を推薦した上で、地域の関係諸団体代表に集まっただき、コミュニティ・スクールや学校運営協議会への理解、支援を要請したところ、学校運営協議会委員への各団体からの代表選出に協力が得られた。

組織づくりに関しては、学校運営協議会が提案する取り組みについては、その実行組織が必要であると考え、以下の部会を設置することとし、適材適所に人材を配置することとした。

【地域教育部会】地域における行事の推進、生徒の健全育成及び安全指導に関する活動を行い、協議会に報告する。

【コーディネート部会】学校の教育活動、地域交流活動等の学校運営に関し、地域住民等の積極的な参画の促進、情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

【評価部会】学校運営の基本的な方針等に基づき、地域住民等を対象として、学校運営状況の点検及び評価に関する活動を行い、協議会に報告する。

#### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○ 安全・安心な学校づくり

学校の基本方針である「安全・安心な学校づくり」の具体的な取組方法の一つとして、「サポート隊の募集を実施して、更に、パトロールの輪を広げたらどうか」との意見があった。

○ 小・中一貫教育校への理解啓発

学校運営協議会の設置と並行して、小・中一貫教育校の開園に向けて、学園名や学園歌、学園旗を決定する必要がある。そこで、「学園名や学園歌、学園旗を決定するにあたっては、児童・生徒や保護者のみならず、地域住民に対しても意見を聞いてはどうか。小・中一貫教育についても、更に理解啓発を図る必要がある」との意見があった。

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 各教科等への地域人財の活用の仕方

学校運営協議会の委員がサポート隊の募集を行うために「学校側の各教科等への地域人材活用のニーズをまとめてほしい」との意見があった。

○ 学校の情報発信の仕方

「学校だよりや協議会だよりを地域住民に広く配布するのは大変な状況がある。効果的な配布方法を考えたい」との意見があった。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

○ 校長の人事構想に基づく意見具申

校長が学校運営協議会委員に対して学校経営方針や人事構想を詳しく伝えた上で、校長の人事構想に基づく意見を具申した。

## 5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

### 【学校運営に関すること】

#### ○ 安全・安心パトロール隊への登録者数の増加

学校運営協議会の意見を受けて、学校は、PTAや地域関係諸団体のパトロールの実態を整理した。その上で、H17年度に募集したサポート隊登録者全員に再度、連絡をとるとともに、学校運営協議会のコーディネート部会の協力も得て、パトロールへの協力者を再募集して登録者数が増えた。

#### ○ 小・中一貫教育校の実施方策案説明会、HPの活用、研究発表会の実施等の理解啓発の取組

学校は第七中学校区小・中一貫教育校の実施方策案をまとめ、その説明会をH19年7月の土曜日に学校で実施した。その後、実施方策案を学校HPに掲載して、広くパブリックコメントを求めた。8月末に実施方策を決定して、学校だよりや協議会だよりを活用して情報発信をし、学園名はH20年1月に決定した。また、1月に研究発表会を開催して第七中学校区小・中一貫教育校のカリキュラムやシステム、交流授業、交流活動などについて説明して理解啓発に努めた。

### 【教育活動に関すること】

#### ○ 全教員が各教科・領域で地域人財活用の一覧表の作成

学校運営協議会の意見を受けて、学校は小・中一貫カリキュラムに基づいて、各教科・領域で地域人財を活用したい単元、内容、時期などを一覧表にまとめ、サポート隊の募集について学校運営協議会委員に協力依頼した。

#### ○ 全地域住民に配布されるコミュニティ誌への情報発信、生徒によるお届隊の取組

学校だよりや協議会だよりの配布が、町会の班長さんなどの好意で行われているが、大変な状況もあるとの意見を受けて、住民協議会が全地域住民に配布しているコミュニティ誌に毎月、学園の情報を掲載するようにした。

また、生徒が近隣住民にお便りを届ける「お届隊」の取組を強化して、地域住民と学校の「顔の見える関係づくり」に努めている。

### 【教職員の任用に関すること】

#### ○ 学校運営協議会を置く学校の教員の公募

学校運営協議会が、校長の人事構想に基づく意見具申を行うとともに、校長は教員公募も決めて市教育委員会に申し出た。

教員公募に関しては、市教育委員会が三鷹市公立小・中学校の教員公募希望をまとめて都教育委員会に提出し、その文書は東京都全域の公立小・中学校に配布された。

## 6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

### 【学校（教職員）側】

- 教職員は、生徒達が「職業人の話を聴く会」や「話し方教室」等の事後学習で「その道のプロに学んで、今は苦手でも、自分も変わるかもしれないと気づいた」「自分から先に挨拶するようにしたい」など書いたお礼状を読んで、「地域人財の力を活用すると生徒達の学びが深まる」と実感するようになった。
- 教職員は、教育は学校のみならず、家庭や地域と一体になって取り組むことにより、さらに成果が上がることを実感し、コミュニティ・スクールの一員として、地域を知り、地域の人々と交流するために地域行事に参加するようになった。地域住民と学校が、お互いに「顔の見える関係」になることにより、本音で語り合えるようになり、学校教育への理解が進んだ。

### 【教育委員会側】

- 学校運営協議会の運営に関する消耗品費などの予算を増額した。
- コミュニティ・スクール推進充実等のための基盤整備事業が始まり、学校運営協議会委員の後継者育成のシステムづくりに着手した。

### 【園児・児童・生徒側】

- 地域コミュニティの方々に見守られているという実感が高まり、地域への愛着心や地域コミュニティの方々への感謝の気持ちが育まれつつある。
- 地域行事への参加が増え、挨拶をする生徒が増えるなど社会性が培われつつある。

### 【保護者側】

- 地域コミュニティの方々が教育活動に積極的に関わることへの理解が進んでいる。
- 保護者も地域コミュニティの一員として共に子育てをすることが大事であるという意識が高まりつつある。

### 【地域側】

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識が高まっている。
- 地域行事が活性化し、「おやじの会」や諸団体間の連携が進んでいる。

## 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会の各部会の中でも、土曜講座の企画・運営や協議会だよりの発行など、一部の人財に負担が偏っており、組織全体の活性化が課題である。
- 毎月の土曜講座に様々な講師を招聘しているが、交通費や謝礼を出したくても、各部会組織の活動に伴う経費が不足している点が課題である。
- 三鷹市の推進するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の理念を継承していく地域の人財＝地域継承者を養成・育成していくことが課題である。

## 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 地域継承者の養成・育成に関しては、文部科学省の委託事業である「学校支援地域本部事業」をNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が受け、学校運営協議会及びコミュニティ・スクール委員会に関わる地域継承者の養成・育成のための研修、養成・育成にかかわるプログラムの作成、地域継承者の派遣を行い、持続可能なコミュニティ・スクール委員会等となるための基盤整備を図っている。（「コミュニティ・スクール委員会」とは、3校の「学校運営協議会」が連携して、学校運営を円滑に推進するための協議機関として設置されているもの。）

さらに、今後、コミュニティ・スクール委員会等の機能の活性化や充実を推進するために、現在の地域継承者が次世代の地域継承者の指導者となるための育成もあわせて実施していくことを考えている。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

（平成20年度実績：年12回開催）

| 回   | 年月日         | 議 題 等                              |
|---|-------------|------------------------------------|
| 1   | H20. 4. 22  | 役員選出、部会構成組織、各校の教員組織、年間計画           |
| 2   | H20. 5. 22  | 年間活動計画、各部会協議と報告                    |
| 3   | H20. 6. 26  | 学園旗の決定、学園の教育課程の確認、各部会協議と報告         |
| 4   | H20. 7. 24  | 学校運営協議会関係経費の予算、施設設備の管理と整備状況        |
| 5   | H20. 8. 26  | 講演会「学校運営協議会の役割と今後の方向性」佐藤晴雄先生       |
| 6   | H20. 9. 22  | 文部科学省コミュニティ・スクール推進フォーラム参加報告        |
| 7   | H20. 10. 23 | 学校運営協議会&コミュニティ・スクール委員会会長等の連絡会について  |
| 8   | H20. 11. 20 | 研究発表会について、分科会・・・各校学校運営協議会          |
| 9   | H20. 12. 16 | コミュニティ・スクールの推進・充実のための基盤整備3カ年事業について |
| 10  | H21. 1. 27  | アントレプレナーシップ教育の研修会 高乗秀明先生           |
| 11  | H21. 2. 19  | 21年度「おおさわ学園の教育課程」、学園評価のまとめ         |
| 12  | H21. 3. 23  | 新年度に向けて                            |
| 補記)<br>・ H20. 4. 4 おおさわ学園開園式に参列<br>入学式や体育祭、学校公開週間、授業参観、道徳授業地区公開講座、卒業式等に<br>参加 セーフティ教室Ⅱ部は、学校運営協議会が学校と共に企画実施<br>・ 学校運営協議会主催の土曜講座「お話とふれ合いの会」毎月実施に参加<br>・ H20. 8. 10 小平市立第六小学校へ視察に出向き、学校運営協議会が評価者として<br>実施する「第三者評価」について研修<br>・ H21. 1. 16 三鷹市研究協力校 研究発表会に参加 |             |                                    |

## 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

|     |
|-----|
| 4 年 |
| 2 年 |

当該指定学校の校長の推薦に基づき、これを尊重して教育委員会が、委員の選考を行う。教育委員会が当該推薦のあった者以外の者を選考することもある。

なお、当該指定学校の校長の推薦に当たっては、当該指定学校の校長が委員の候補者を公募することができる。

工夫としては、学園の管理職が適任者について協議をしたり、地域関係諸団体やPTAに適任者の推薦依頼をしたりする。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

学校運営協議会の会議は、公開としている。但し、当該指定学校の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

毎月発行する「コミュニティ・スクールだより」で議事録概要を公開している。

H.21.7月からはホームページ上に「コミュニティ・スクールだより」を公開する。

## 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTAから会長又は代表者が委員として選出されており、お互いの活動に協力する体制は整っている。PTA会長は、コミュニティ・スクール委員会の活動内容についてPTAの役員会や運営委員会、PTA便りで報告をし、連携方法を協議したり、連携を呼びかけている。

## 4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会主催の土曜講座「お話とふれ合いの会」は地域住民と学校運営協議会委員、双方向の意見交換の場と位置づけている。
- 学校評価（学校関係者評価、外部アンケート等）は、学校運営協議会の評価部会がすべてに目を通して、学校評価が適切に実施されているかどうかを評価し、学校運営協議会に報告している。

学園評価については、学校運営協議会の評価部会が評価アンケートを作成して、保護者、地域住民、教職員に実施している。

## 5. その他